
◎意見書案第 9号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に
反対する意見書(案)

○議長(山本浩平君) 日程第18、意見書案第9号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番(大淵紀夫君) 意見書案第9号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書(案)

社会保障制度改革国民会議は、4月の会議で軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であり、支援者の介護給付範囲を適正化すべきである。具体的には保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア・NPOなどを活用し、柔軟かつ効率的に実施すべし」との方向を議論の整理点としてまとめました。要支援1・2の認定者を介護給付の対象からはずし、全体の介護費用を抑制しようというものです。

要支援1・2の認定者に対する配食・見守り・生活支援サービスなどを保険外サービスとし、受け皿をNPOやボランティアでも可能とすれば、専門職以外でも可能となります。このことは国による給付の削減を意味します。公費が削られ、サービスが縮小すれば、公的な保険制度だけでは安心できず、老後や介護の備えを個人の努力で行わなければならなくなります。

社会保障の給付は、人間らしく生きる権利を実現するための国家による保障です。高齢者の生存権を保障するためにも、保険給付範囲の削減を行うべきではありません。

よって政府は現在「社会保障改革国民会議」で検討されている、要支援1・2の認定者を介護保険給付の対象から分離する案を採用せず、介護制度の充実を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第9号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書(案)、原案のと

おり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。